

議案第15号

日野町森林整備基金条例の制定について

日野町森林整備基金条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出

日野町長 塔 田 淳 一

## 日野町森林整備基金条例が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

平成30年度税制改正大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設が明記された。平成31年度から森林環境譲与税が譲与されることとなり、法令で定められた使途事業を確実に執行し、その実績を分かりやすく公表する体制を構築することが必要であることから、新たに基金条例を設置する。

### 2 森林環境税及び森林環境税譲与税に関する法律（案）抜粋

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 森林の整備に関する施策

二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第二項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

### 3 施行期日

平成31年4月1日

## 日野町森林整備基金条例

### (設置)

第1条 日野町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、日野町森林整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻の方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限って、処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。